

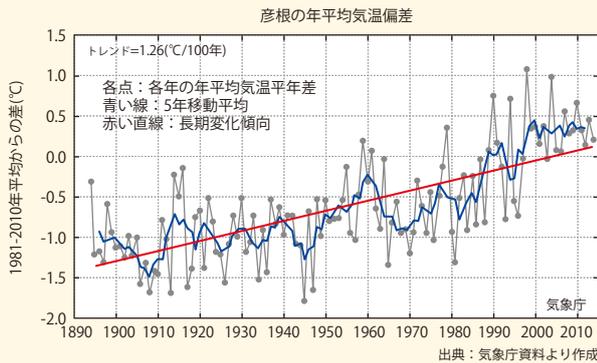
第5章 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換

現況

世界全体の二酸化炭素排出量は、人口増加や経済成長により増加し続けており、地球温暖化に関する国際的な研究機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、二酸化炭素の濃度が最も高くなるシナリオでは、21世紀末までに世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇すると予測されています。さらに、同報告書では、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性がきわめて高い」と指摘しており、私たちの生活や経済活動にともなう温室効果ガスの過剰な排出が地球温暖化を引き起こしていると考えられます。

県内の年平均気温の経年変化は、明治27年（1894年）から平成25年（2013年）の間に、100年あたり1.26℃の割合で上昇しています（図表23）。また、既に世界的な気温の上昇やこれに起因すると考えられる異常気象等の気候変動が生じ始めており、本県においても平成22年（2010年）8月には、県内すべてのアメダス観測地点で観測開始以来最も高い平均気温を記録しています。

図表23 県内（彦根市）の年平均気温の経年変化

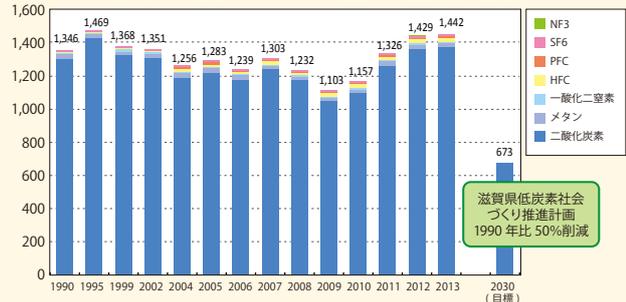


滋賀県域における平成25年度（2013年度）の温室効果ガス総排出量は1,442万トン（速報値）であり、平成2年度（1990年度）比で96万t（約7.1%）増加しています。また、総排出量のうち、二酸化炭素が95.4%と大半を占めています（図表24）。

二酸化炭素排出量は、産業・業務・家庭・運輸部門からの排出量が全体の約98%を占めており、このうち産業部門からの排出量が一番多くなっています（図表25）。

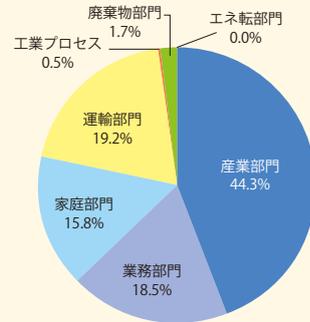
また、平成22年度（2010年度）以降は、エネルギー使用量はほぼ横ばいですが、電力排出係数の影響^(※)により、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。

図表24 本県における温室効果ガス排出量の推移



(※) 電気使用量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を示します。東日本震災以降、原子力発電から火力発電等にシフトしたことにより、電力排出係数が上昇しました。

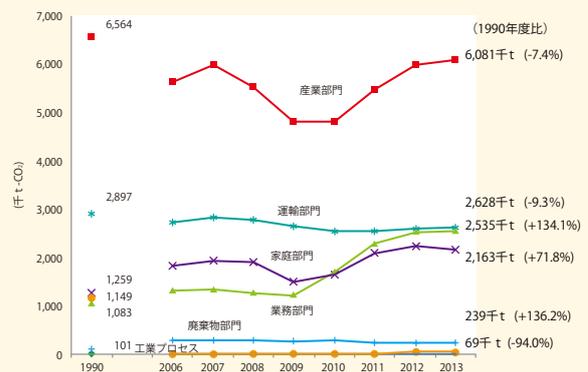
図表25 二酸化炭素排出量の部門別内訳



次に、部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度の産業部門および運輸部門では、平成2年度と比較して減少していますが、産業部門では平成22年度以降増加傾向にあります。

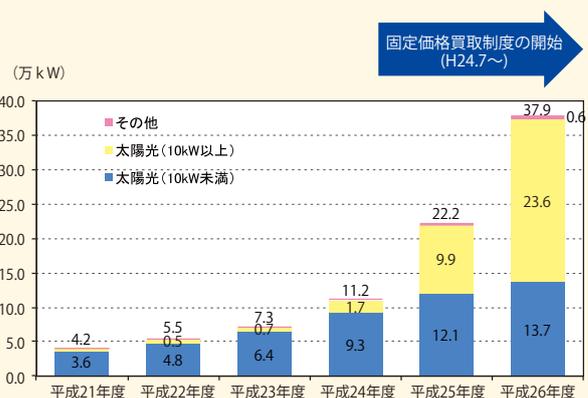
一方で、平成25年度の家庭部門および業務部門は、平成2年度と比較して、それぞれ約1.7倍、約2.3倍に増加しています（図表26）。

図表26 部門別二酸化炭素排出量の推移



また、本県の再生可能エネルギーの導入量は固定価格買取制度の開始後、特に事業用太陽光発電が急速に拡大したことで、着実に増加しています（図表27）。

図表27 再生可能エネルギー発電設備の導入状況（累積ベース）



※平成23年度まではJ-PEC等データ、平成24年度は関西電力提供データ等、平成25年度以降は資源エネルギー庁のFIT公表データを使用。

課題および今後の取組

本県では、産業部門からの二酸化炭素排出量が県全体の約半分を占めています。また、家庭部門や業務部門では、平成2年度と比較して、排出量が大幅に増加しています。そのため、これらの部門を中心としたより一層の排出削減に取り組めます。

また、既に地球温暖化に起因すると考えられる気候変動が生じ始めていることから、今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクにも対応していく必要があります。そのため、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に加えて、気候変動の影響を抑制する「適応策」を検討します。

こうした取組を進める一方で、IPCCの第5次評価報告書や我が国の約束草案が提示されるなど、国内外の社会情勢等が変化している状況を考慮し、今後の低炭素社会づくりに関する施策のあり方等の検討を進めます。

省エネ取組および再生可能エネルギー導入の促進

低炭素社会・省エネルギー型社会への転換のためには、県民、事業者等の省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、その低炭素化に向け、再生可能エネルギー等の導入促進を図っていくことが必要です。

そのため、省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着や設備・機器の高効率化の推進、エネルギーマネジメントによる効率的な利用の促進等により、家庭や産業等、あらゆる分野における省エネ取組を推進します。

また、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー関連製品や省エネ製品、その部品や素材を製造する工場が多く立地しているという本県の産業構造を活かし、温室効果ガスの排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を推進することで、産業部門における排出量の削減を進めます。

一方、再生可能エネルギーの導入においては、機器等の普及により比較的導入が容易となった太陽光発電について、個人用住宅や事業所における導入促進やメガソーラー事業の立地促進などに引き続き取り組み、さらなる普及を目指します。また、地中熱や木質バイオマス発電といった地域資源や地域特性を活かした分散型のエネルギーについても、新たなエネルギー資源の創出が見込めるとともに地域活性化や防災力の向上等にも資するため、導入を促進します。

気候変動の影響に対する適応策の推進

本県では、農業分野において、温暖化の影響に対応した水稲の品種である「みずかがみ」の栽培を開始したり、自然災害分野で、水害のリスクに対応した流域治水の取組を実施するなど、気候変動の影響に対応するための適応策を、一部の分野において既に実施しています。

このような適応策の検討や実施をあらゆる分野に広げていくためには、県内での将来的な気候の変化の把握や気候変動の影響に関する評価を、県として統一的に実施し、必要な情報を整理・蓄積するとともに広く提供していくことが不可欠です。

そのため、既に実施している分野でのさらなる推進と、他の分野（健康分野や生態系分野等）での新たな取組を検討していくため、気候変動に関する影響評価の調査を実施し、庁内での情報共有および検討を進めます。また、適応策は被害が想定される各地域で実践されることが重要であるため、県民や事業者等に影響評価に関する情報を広く提供し、各主体による適応策の取組を促進します。

低炭素社会づくりに向けた条例と計画

〈温暖化対策課〉

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、低炭素社会づくりを進めていくためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない社会づくりを進めていく必要があります。

そのための道筋は決して平坦ではありませんが、低炭素社会づくりに先駆けて取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となります。

こうしたことから、本県では環境と経済の両立を掲げ、持続可能な社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的として、平成23年（2011年）3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」（低炭素社会づくり推進条例）を制定し、平成24年（2012年）4月に完全施行しました。

条例は、低炭素社会づくりを進めていくための制度的な枠組みを定めるものであり、県民、事業者、県などの責務を定めるとともに、これら様々な主体の様々な分野における取組について規定しています。

低炭素社会づくり推進条例の構成

基本事項	
第1章 総則	<input type="checkbox"/> 目的、基本理念 <input type="checkbox"/> 県・事業者・県民等の責務
各主体・各分野における取組・施策	
第2章 県による基本的施策等	<input type="checkbox"/> 低炭素社会づくりに関する計画、指針の策定 <input type="checkbox"/> 県の率先実施
第3章 事業活動に係る取組	<input type="checkbox"/> エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 <input type="checkbox"/> 事業者行動計画制度
第4章 日常生活に係る取組	<input type="checkbox"/> エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 <input type="checkbox"/> 低炭素地域づくり活動計画
第5章 建築物・まちづくりに係る取組	
第6章 自動車等に係る取組	<input type="checkbox"/> アイドリングストップ等 <input type="checkbox"/> 自動車管理計画制度
第7章 森林の保全・整備等	第8章 農業・水産業に係る取組
その他	
第9章 雑則	<input type="checkbox"/> 顕彰 <input type="checkbox"/> 調査、勧告、公表

取組を推進する上での基本理念

低炭素社会づくり推進条例では、基本となる考え方を、4つの基本理念として定めています。

この基本理念は、次の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」においても、計画の基本方針として定めています。

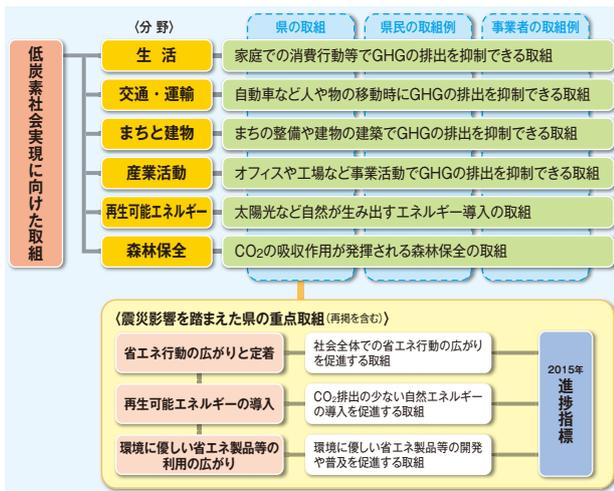
- 基本理念1** 社会経済構造の転換
- 基本理念2** あらゆる者の主体的・積極的な参画
- 基本理念3** 様々な分野における取組の総合的な推進
- 基本理念4** 環境保全と経済発展の両立

● 滋賀県低炭素社会づくり推進計画

本県では、「地球温暖化対策推進法」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、平成24年（2012年）3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

本計画には、2030年の「目指すべき社会」や「目標」の実現に向け、県民や事業者の皆さんに期待される6つの分野別の取組例と、そうした取組の促進を含めた県の低炭素社会づくりの取組の方向性に加え、2015年度までに重点的に進める県の取組を掲げています。

◆ 低炭素社会の実現に向けた取組の体系

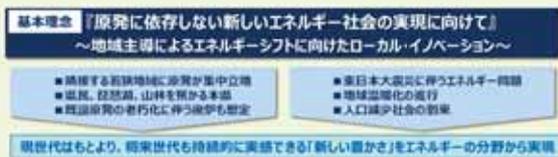


トピックス TOPICS

『しがエネルギービジョン』の検討について (エネルギー政策課)

エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的かつ総合的なエネルギー政策を推進するための指針を平成27年度中に策定予定です。

『滋賀県基本構想』の基本理念に掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」をエネルギーの分野から実現するため、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出します。



「産業活動」分野の施策

● 低炭素社会づくり推進条例に基づく 事業者行動計画書制度

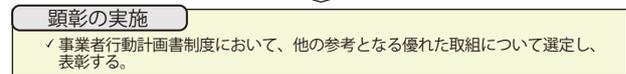
（温暖化対策課）

低炭素社会づくりを進めていくためには、県だけではなく、県民や事業者など、あらゆる主体が積極的に取組に参加することが必要となります。

特に、事業者については、自社の排出削減のみならず、省エネ製品等の生産により使用段階での温室効果ガスの排出削減に貢献するなど、その事業活動が低炭素社会づくりに大きな役割を担っています。

低炭素社会づくり推進条例では、事業者のこうした取組の計画および実施状況を県に報告していただき、それを県が公表することなどにより、事業者を社会的に応援し、低炭素社会づくりに向けた気運を醸成していくため、「事業者行動計画書制度」を定め、平成24年度から運用しています。

◆ 事業者行動計画書制度と顕彰制度



■ 滋賀県低炭素社会づくり賞(事業者行動計画書部門)

事業者行動計画を提出された事業所のうち、事業活動における温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいる8事業所を、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき表彰しました。

〈平成26年度受賞事業所〉（※50音順）

- 株式会社イトーキ 生産本部 関西工場 滋賀事業所（近江八幡市）
- 株式会社ウィズ（大津市）
- スターライト工業株式会社 栗東事業所（栗東市）
- 太陽精機株式会社 びわこ工場（高島市）
- 株式会社TKX 長浜工場（長浜市）
- トヨタ紡織滋賀株式会社（甲賀市）
- 株式会社日本デキシー 滋賀工場（愛知郡愛荘町）
- 優水化成工業株式会社 滋賀工場（草津市）



●低炭素社会に対応する企業活動への支援

〈温暖化対策課、エネルギー政策課〉

省エネ製品や太陽光発電などの創エネ製品などの生産・普及は、低炭素社会づくりを進める上で重要です。

本県では、製品やサービスの提供を通じて他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業活動を定量的に評価する手法を確立し、その普及を図ることで、低炭素社会づくりに貢献する事業者を応援しています。

また、事業者自らの温室効果ガス排出量削減に関して、本県では具体的な取組として、中小企業者等の計画的な省エネ行動を支援するため、省エネ設備の改修や省エネ診断を受けるための専門家の派遣に対して支援を行っています。

さらに、オフィスにおける温室効果ガス排出削減対策を推進するため、関西広域連合と連携して適正冷暖房および夏冬エコスタイル、節電や節水、グリーン購入などの省エネルギーの推進に取り組む「関西エコオフィス宣言事業所」の拡大、取組の定着に努めています。

●省エネ・節電対応器具等のモデル導入

〈温暖化対策課〉

低炭素社会の実現に向けた省エネ・創エネ分野などでの技術開発や温室効果ガスの発生を抑制する低炭素商品の家庭や事業所等への普及拡大を図ることを目的に、提案事業者等による省エネ・節電対応器具等の県施設へのモデル導入を実施しています。

●農業・水産業からの温暖化対策

〈農政課〉

本県農業において、水稻の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、低炭素社会の実現に向け、農業・水産業分野においても取組が求められています。

そのため、平成23年（2011年）3月に策定した「農業・水産業温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化に適応できる生産技術や品種の開発・普及および低炭素社会の実現に貢献する取組を進めています。

■農業・水産業温暖化対策総合戦略の概要

◆琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の推進【緩和策】

- 琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の普及（生産者視点）
 - 水稻栽培における中干しの適期実施（水田から発生するメタンの削減）
 - 耕畜連携による堆肥利用促進（土壌への炭素貯留の増加）
 - 飼料用米、稲WCS（稲発酵粗飼料）の生産拡大（輸送エネルギーの削減）
 - 野菜等地場農水産物の生産拡大と設備・機械の省エネ化の推進（輸送エネルギーの削減）
 - 施肥量の低減（一酸化二窒素の削減）
 - 炭素貯留効果の高い土壌管理方法、温室効果ガスを抑える営農方法の開発
- 琵琶湖を守り、農村環境を守る集落ぐるみの取組の推進（農村視点）
 - 集落営農などによる水田を活用した温暖化緩和策の取組の推進
 - 農村地域の良好な水循環の確立

- ③農村地域におけるエネルギーの有効活用と自然エネルギーへの転換
- ④持続可能な農村を目指した取組の推進
- ⑤排出量取引の活用
- 3 消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつく取組の推進（県民視点）
 - ①地産地消の推進
 - ②農産物での省CO₂効果の表示（見える化）

◆温暖化に適応した農業・水産業の実現に向けて【影響評価・適応策】

- 1 近江米の温暖化対応
 - 適応技術の開発普及、温暖化に対応した品種の育成普及
- 2 園芸作物などの温暖化対応
 - 被害状況の的確な把握、影響の予測、対策技術開発、新規品目の導入検討
- 3 水産資源の温暖化対応
 - 水産資源の状況モニタリングと温暖化の影響の評価
 - 温暖化に適応した水産資源保全技術の開発

平成27年度関連事業

- 1 農業・水産業温暖化対策推進事業（農政課）
（推進会議、研修会の開催）
- 2 飼料自給率向上対策事業（畜産課）
- 3 農村地域再生可能エネルギー活用推進事業（農村振興課）
- 4 県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業（農村振興課）
- 5 胴割れといもち病に強い本県独自品種育成技術の開発（農業技術振興センター）
- 6 「みずかがみ」の作付拡大と生育特性に応じた生産技術の開発（農業経営課、農業技術振興センター）



みずかがみの看板と栽培ほ場



みずかがみパッケージ

「生活」分野の施策

〈温暖化対策課〉

●低炭素地域づくりの推進

低炭素社会づくりが推進されるためには、地域における自発的な取組が拡がることにより、その気運が高まり、県民総ぐるみの運動となることが重要です。

そのため、県民、事業者等が実施する地域の低炭素社会づくりのための計画について、低炭素社会づくり推進条約に基づき、「低炭素地域づくり活動計画」として知事による認定および公表を行っています。

●地球温暖化防止活動推進センター

温室効果ガスの排出削減のためには、1人ひとりがその重要性を意識して生活様式を見直していくことが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成12年（2000年）10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました（平成24年（2012年）2月再指定）。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や相談・助言、地球温暖化防止活動推進員の活動支援などを行っています。

住所：草津市矢橋町字帰帆2108
 ((公財) 淡海環境保全財団内)
 電話：077-569-5301

●地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方を推進員として委嘱しています。平成27年（2015年）10月現在、95名の推進員の皆さんに学校や団体での講座の開催、イベントなどでの普及活動に取り組んでいただいています。

●低炭素な『まちと建物』コンテストの実施

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の6つの取組分野のうち、「まちと建物」分野において、県内の優れた取組を広く募集し普及することを目的として、「低炭素な『まちと建物』コンテスト」を実施しました。

応募のあった取組のうち、特に優秀な取組を実施していた5団体を表彰し、一部で現地見学会を開催するとともに、広く普及するため『優良取組事例集』を作成しました。

〈受賞団体および取組等の名称〉※50音順

受賞者	取組・建物等の名称
特定非営利活動法人 碧いびわ湖	綾邸 「街の中でも、身近な自然とつながる住まい」
一般社団法人 安曇川流域森と家づくりの会	「安曇川流域・森と家づくりの会」の家づくり
株式会社 滋賀銀行	滋賀銀行栗東支店
パナホーム株式会社 環境開発支社	パナホーム スマートシティ草津
学校法人 立命館	立命館大学BKC Tricea (トリシア)

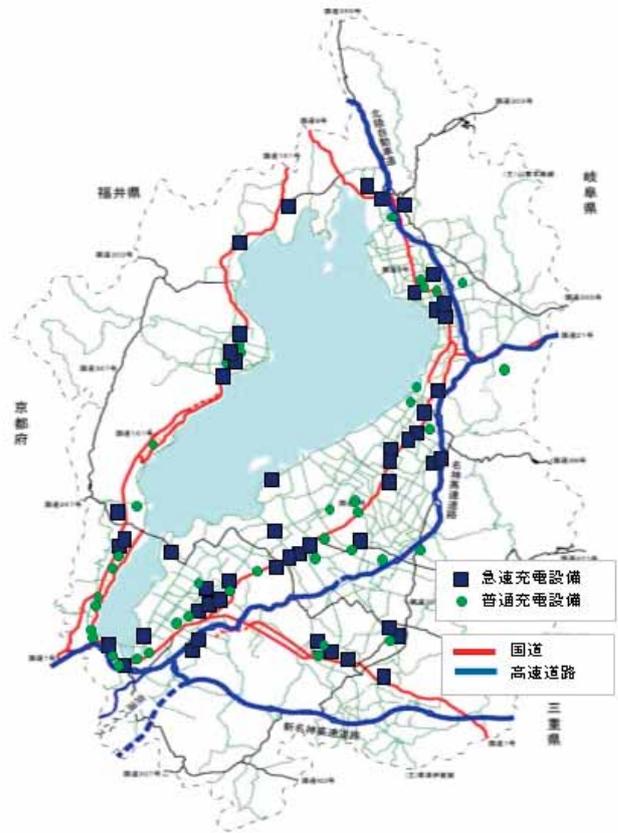
「交通・運輸」分野の施策 （温暖化対策課）

●次世代自動車の普及促進

●電気自動車の普及

本県におけるCO₂排出量の約20%を占める運輸部門の対策として、走行時にCO₂を排出しない電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及を促進するため、電気自動車を「知ってもらう」「見てもらう」ための施策を展開しています。また、車両の普及に不可欠となる充電設備についても、国（経済産業省）の次世代自動車充電インフラ整備促進事業の活用により県下の充電インフラの整備を加速するため、平成25年6月に策定した「滋賀県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、充電設備の普及促進を図っています。

◆平成27年4月時点における県内の充電設備一覧



●燃料電池自動車の導入

水素と酸素の化学反応によって発電したモーターを駆動させて走る燃料電池自動車は走行中にCO₂を排出しない、とてもクリーンな自動車です。県民や事業者の皆さんに燃料電池自動車が走る社会を身近に感じていただけるよう、一般発売が開始された燃料電池自動車を県が率先して利用することにより、次世代自動車の普及促進に努めています。

●エコドライブの推進

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車・運輸関係団体と連携し、エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運転）やアイドリング・ストップの実践のための普及・啓発に努めています。

二酸化炭素吸収源としての森林 （森林保全課）

森林は、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵を通じて、地球温暖化に大きく貢献しています。平成9年（1997年）の「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で採択された「京都議定書」の第1約束期間（平成20年（2008年）～平成24年（2012年））において、温室効果ガス削減目標の6%の内の3.8%を森林による二酸化炭素の吸収で確保することとされ、積極的な森林整備に取り組んできました。

さらに、第2約束期間（平成25年（2013年）～平成32年（2020年））においても、森林吸収量の国際的算入上限が3.5%とされたことから、間伐等の森林整備を適切に行い健全な森林の造成を推進していきます。

「再生可能エネルギーの戦略的な振興」分野の施策

●住宅への太陽光発電の導入促進 〈エネルギー政策課〉

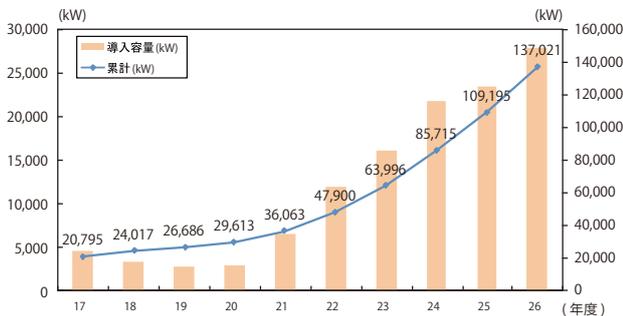
本県では、平成17年度から平成22年度まで、住宅用太陽光発電から発生する電力のうち、家庭で消費せず余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取組を行いました。国においても平成21年（2009年）11月から余剰電力買取制度が始まり、さらに平成24年（2012年）7月からは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく新たな固定価格買取制度が始まりました。

平成21年度からは、住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行っています。住宅用太陽光発電の設置とあわせて省エネ製品の購入を促進しており、これによりCO₂の排出・エネルギーの使用が少ない住宅の普及を図っています。

これまで本県の支援により、7,358件の家庭に30,660kWの住宅用太陽光発電が導入されました。県内の住宅用太陽光発電の普及率は平成26年度末で9.4%であり、全国6位、近畿でトップとなっています。

平成27年度は、個人用既築住宅に住宅用太陽光発電を設置し、あわせて一定額以上の省エネ製品等を購入された方を対象にした補助を実施しています。

◆住宅用太陽光発電システム導入状況



【出典】

- 平成17年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ
- 平成21年度～25年度：住宅用太陽光発電補助金（J-PEC）交付件数
- 平成26年度：FIT公表データ（10kW未満の新規・移行認定分）

●事業所における再生可能エネルギー等の導入促進 〈エネルギー政策課〉

固定価格買取制度の開始以降、多様な業種の企業によるメガソーラー設置の導入が進みました。メガソーラー事業等のマッチング支援やコーディネート機能の強化などにより、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。



（株）ダイフク[日野町：発電出力4.4MW]

●農村地域における小水力発電^(※)等の導入促進 〈農村振興課〉

農業用水路などの農業水利施設が有する再生可能エネルギーの活用は、施設の維持管理費の軽減や農村地域の活性化につながります。このことから、本県では、国の制度を活用し、農業用水路の落差を利用した小水力発電や揚水機場の屋根等を利用した太陽光発電の導入を進めています。

平成26年度には、土地改良区が管理する2か所の揚水機場の敷地に太陽光発電施設を整備しました。



揚水機場の敷地を利用した太陽光発電
（長浜市姉川左岸土地改地区）

また、独自に地域ぐるみで小規模な小水力発電（1kW未満）による地産地消の取組を支援する「農村の近いエネルギー活用推進事業」を平成25年度から平成26年度にかけて実施しました。

※100kW未満であり「マイクロ水力」と分類される場合があります。

●公共的施設等への再生可能エネルギー導入推進 〈エネルギー政策課〉

本県では、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金）を原資とした基金を活用し、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援します。市町が所有する防災拠点や避難所等となり得る施設へ再生可能エネルギー設備および蓄電池を併せて導入する事業に要する設置費用を補助しており、平成26年度までに18施設に259kWの太陽光発電と308kWhの蓄電池が導入されました。

公共的施設（公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業）

再生可能エネルギー導入設備 + 蓄電池の設置補助

対象 市町（一部事務組合含む）

補助率等 定額 10/10
上限額 2,600万円/施設

要件 ・地方公共団体が所有する施設
・防災拠点となる施設 等

（平成27年度の事業内容）

●県有施設等への率先導入 〈下水道課、エネルギー政策課〉

本県では、公募により選定した京セラ（株）および京セラTCLソーラー合同会社を共同事業者として、矢橋帰帆島の県有地を活用して、県内最大規模のメガソーラーの設置運営事業を行うこととし、平成27年11月から運転しています。

島内には太陽光発電を利用した街灯や時計の他、災害時の非常用電源を備えています。また、全体を一望できる見晴台を設置して環境啓発活動を行います。



【発電出力8.5MW】

●地域が主導する再生可能エネルギーの創出に向けた取組支援 〈エネルギー政策課〉

地域の様々な取組主体が主導する形で再生可能エネルギーの普及が進めば、地域に利益が還元され、地域の活性化にもつながることが期待されます。市民共同発電などの先進的な導入事例について、情報の収集と提供を行うほか、地域資源や地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、市町、事業者、NPOなど多様な主体で構成する地域協議会による事業化の計画策定等を支援しています。